〇事務局長　本日は７番委員さんが欠席でございますけれども、あとの方は全員出席でございますので総会は成立しております。それでは、ただいまから令和元年度第４回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

〇会長　（挨拶）

〇議長　それでは、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に８番委員、９番委員を指名いたします。

〇議長　本日の総会は、日程第２から日程第７までを予定しておりますが、事務局の都合によりまして日程第３の次に日程第６を議題といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長　それでは、日程第２、議案第９号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長　それでは、日程第２、議案第９号のご説明を申し上げます。１ページをお開きください。農地法第３条第１項の申請に対する可否決定ということで、今回３件の申請が上がってきております。

（３件の申請についての説明）

〇議長　ここで事前調査の報告をお願いいたします。はい、３番。

〇３番　議案第９号の農地法第３条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回は３件ございまして、先日７日の日に、４番委員、13番委員それと事務局長と４名にて、現地調査を実施しております。まず番号１の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、３筆とも農振農用地区域内農地でありまして、売買による所有権移転となります。

調査の中で所有されている農機具が、ミスト機１、管理機１、刈払機１ということでトラ

クターがございませんでしたので、もし買われて荒らかされれば大変だなということで、一応、事務局長の方に確認をしてもらいましたところ、譲受人本人が管理するということでございました。したがいまして、許可の判断につきましては、３筆とも農地法第３条第２項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であると協議いたしました。次、番号２番ですけれども、●●さんと●●さんの件ですけども、これにつきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地になっておりまして対価は●円での所有権移転となっております。これはちょうど公民館のすぐ下になりまして、地図と一緒で三角でですね、非常に作りにくいんじゃなかろうかと思いますけれども、現在は非常によく管理をされておりました。許可の判断につきましては、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしてるということで、申請は妥当であると協議結果が出ました。続きまして番号３ですが、●●さんと●●さんの件です。これにつきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地になっておりまして、対価●円での所有権移転とのことでございます。許可の判断につきましては、農地法第３条２項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるという結果でございました。以上番号１から番号３の調査報告を終わらせていただきます。

〇議長　ただいま説明がございましたが、この件につきまして何かご意見等はありませんでしょうか。はい、９番。

〇９番　私は幸野溝を使ってるんで溝費があるんですが、溝費をどちらが払うかということが今までは出てきとらんとですけど、溝費で金額も違うと思うとですけど、そこんとこ、どうなっているのか気になりましたので。

〇議長　はい、事務局。

〇事務局長　相対での話し合いの中でですね、そういった溝費に関係があるところにつきましては、溝費の話し合いもされているものと思います。また農業委員さんたちが農地の相談を受けられる場合はそのあたりも話の中に入れていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

〇議長　よろしいでしょうか。

〇９番　はい。

〇議長　他に何か質問ありませんか。

（質問等なし）

ないようですので、お諮りをいたしたいと思います。本件の許可申請に対する可否決定については、3件すべて許可することにご異議はありませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

異議なしと認め、議案第９号は申請された3件すべて許可することに決定をいたしました。

〇議長　続きまして、日程第３、議案第10号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長　それでは、日程第３、議案第10号のご説明を申し上げます。ページが６ページでございます。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、今回１件の５条申請が上がってきております。

（１件の申請についての説明）

〇議長　はい。ここで、事前調査の報告をお願いいたします。４番。

〇４番　議案第10号の農地法第５条の許可申請に対する調査報告をいたします。先日の７日に３番委員、13番委員と私で調査しました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農

地で第２種農地となりますが、代替性の検討が適切になされていると思われますので、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても農地法第５条第２項及び施行規則第 57 条の不許可の要件に該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。以上で報告を終わります。

○議長　はい。ただいま議案の説明と事前調査の報告がありましたが、この件につきまして何かご意見等はありませんか。

（意見等なし）

はい、それではお諮りをいたします。本件の許可申請に対する意見決定については許可相当であるということでご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 10 号は許可相当であるとの意見に決定いたしました。

○議長　続きまして、日程を変更して日程第６、報告第８号、許可不要転用届の報告を行います。事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長　それでは日程第６、報告第８号の報告をさせていただきます。ページが 10 ページでございます。許可不要転用届の報告についてということでですね、今回１件の報告事項が上がってきております。

（内容説明）

○議長　はい。ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何か質疑はありませんでしょうか。

（質疑等なし）

○議長　ないようですので、報告第８号はこれで終わりたいと思います。

（事務局長退席）

〇議長　続きまして、日程第４、議案第 11 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局　日程第４、議案第 11 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和元年第６回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による別紙計画書について、５月 31 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。１箇所訂正がございます。表の令和元年第５回となっておりますけども、こちら第６回の方に訂正をお願いしたいと思います。

（内容説明）

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

〇議長　ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何か質疑はありませんでしょうか。

（質疑等なし）

それでは、お諮りをいたします。本件については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 11 号の多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定については、原案どおり決定をいたしました。

〇議長　続きまして、報告第７号、農地法第 18 条第６項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

〇事務局　日程第５、報告第７号、農地法第18条第６項の規定による小作地の合意解約の報告についてということで、平成31年４月26日から令和元年５月27日までの分となります。

（内容説明）

〇議長　はい。ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何か質疑はありませんでしょうか。

（質疑等なし）

ないようですので、報告第７号はこれで終わりたいと思います。

〇議長　続きまして、日程第７、次会総会に伴う事前調査委員の指名を行いたいと思います。次会総会に伴う事前調査の調査委員を下記のとおり指名することとなっております。調査委員を５番委員、14番委員、15番委員にお願いしたいと思いますが、お三方ご都合はよろしいでしょうか。

次回の総会を７月の10日水曜日、それから事前調査を前日の７月９日火曜日の午前９時からということでよろしいですかね。はい、よろしくお願いします。

以上で本日提案をされた議案の審議並びに報告事項はすべて終了をいたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

〇事務局　皆様長時間に渡りありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第４回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長　　　　　　　　　　委員

委員　　　　　　　　　　書記